

つくば市排水設備設置事業費補助金交付要項（牛久沼流域）

（趣旨）

第1条 排水設備設置事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（補助金交付の目的）

第2条 補助金は、牛久沼の水質浄化のため、牛久沼流域内におけるつくば市公共下水道への接続を促進することにより、汚水による公共用水域の水質汚濁の防止を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的として交付する。

（用語の意義）

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する公共下水道とする。
- (2) 処理区域 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (3) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を除く。）をいう。
- (4) 排水設備工事 既存のくみ取り便所から水洗便所への改造、又は浄化槽の廃止に伴い下水道に接続することを目的として、宅地内配管を改造する排水設備の工事をいう。

（補助金の交付）

第4条 つくば市下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、処理区域となった日から3年以内に排水設備工事を行う者（官公庁を除く。）で、次の各号のいずれにも該当する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 排水設備工事に係る建築物の所有者（当該建築物に係る土地の所有者と同一

でない場合は、当該土地の所有者の承諾を得た者に限る。)

(2) つくば市水洗便所改造資金のあっせん及び利子補給に関する規程（令和2年水道事業及び下水道事業管理規程第27号）によるあっせん及び利子補給を受けていない者

(3) 市税及び下水道受益者負担金を滞納していない者

(4) 公共事業に伴う補償工事の対象を受けない者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象として管理者が認める経費は、第3条第1項第4号に規定する排水設備工事に要する経費とする。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、排水設備工事に要する経費の額の2分の1とする。ただし、4万円を限度とし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、排水設備工事着手前に、つくば市排水設備設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) つくば市下水道条例施行規程（令和2年水道事業及び下水道事業管理規程第25号。以下「規程」という。）第4条に規定する排水設備設置計画（変更）確認申請書

(2) 市税の滞納がない証明書

(3) 排水設備工事に要する経費に係る見積書の写し

(4) 排水設備工事の着工前の現況写真等

(5) 家屋に係る土地が申請者の所有でない場合にあつては、当該土地の所有者の承諾書

(6) 家屋及び土地が申請者の所有でない場合にあつては、当該家屋及び土地の所

有者の承諾書

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 管理者は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助することに決定したときはつくば市排水設備設置事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助しないことに決定したときはつくば市排水設備設置事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、つくば市排水設備設置事業費補助金補助事業変更等承認申請書（様式第4号）に第7条に掲げる添付書類のうち変更等が生じる書類を添えて管理者に提出し、管理者の承認を受けなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第10条 管理者は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認するときはつくば市排水設備設置事業費補助金補助事業変更等承認通知書（様式第5号）により、承認しないときはつくば市排水設備設置事業費補助金補助事業変更等不承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に行う検査の日までに、つくば市排水設備設置事業費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 規程第6条に規定する排水設備工事完了届
- (2) 排水設備工事に要する経費に係る領収書の写し
- (3) 補助事業の施工状況記録写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 管理者は、前条に規定する報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、補助事業が適正に執行されたと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、つくば市排水設備設置事業費補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、つくば市排水設備設置事業費補助金交付請求書（様式第9号）を管理者へ提出するものとする。

2 管理者は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第14条 管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(4) つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）第3条の規定に違反して工事を施工したとき。

(補助金の返還)

第15条 管理者は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金が既に交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命じなければならない。

附 則

この要項は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。